



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 8 3 号 令和 7 年 1 月 2 1 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 7	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
2 8	同	同
2 9	保安林予定森林を告示する件	森林土木・保全課

【海区漁業調整委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1	徳島海区漁業調整委員会公文書管理規程を定める件	
2	徳島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する件	

【海区漁業調整委員会指示】

番 号	表 題	担当課名
1	殻長 1 0 センチメートル以下のあわび（くろあわびを除く。）の採捕を禁止する件	

【内水面漁場管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1	内水面漁場管理委員会公文書管理規程を定める件	

徳島県告示第二十七号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和七年一月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量
令和七年度徳島県公用車 六十二台（リース）
- 2 借入物品等の特質等
入札説明書による。
- 3 借入期間
契約日から令和八年三月三十一日までの間で各車両ごとに協議の上で定める登録日から七年間
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

- 2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和七年三月三日（月曜日）午前十一時

(二) 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話　。八八―六二―二。六七）

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所並びに仕様内容及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課車両管理担当

電話　。八八―六二―二。六五

ファクシミリ　。八八―六二―二八二八

電子メール　kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

2 入札説明書（仕様内容を除く。）についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

電話　。八八―六二―二〇六七

ファクシミリ　。八八―六二―二八二八

電子メール　kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

(一) 受領期限

令和七年三月三日（月曜日）午前十一時

(二) 提出場所

郵便番号　七七。―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和七年三月十一日（火曜日）午前十一時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の（一）に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和七年三月十日（月曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

3 入札方法

入札金額は、借入期間中のリース料の総価を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「令和七年度徳島県公用車 六十二台（リース）入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって

本件入札執行事務に係りのない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約書の作成の要否

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県企画総務部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

(二)(-) 詳細は、入札説明書による。

本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこの契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

七 Summary

1 Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased

62 official vehicles (Fiscal year 2025)

2 Term of Lease

For each vehicle, Seven years from the vehicle registration date which will be to determined by mutual agreement between the contracting parties between the contract date and March 31, 2026.

3 Time Limit of Tender

11:00 a.m. on March 11, 2025

4 Section in charge of contract

Property Management Division, Planning and General Affairs Department, Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2065

5 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Property Management Division, Planning and General Affairs Department, Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2067

徳島県告示第二十八号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和七年一月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量
令和七年度徳島県公用車 四百一台（リースバック）
- 2 借入物品等の特質等
入札説明書による。
- 3 借入期間
令和七年四月一日から各車両ごとに定める日まで
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和七年三月三日（月曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話　〇八八―六二―二〇六七）

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所並びに仕様内容及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課車両管理担当

電話　〇八八―六二―二〇六五

ファクシミリ　〇八八―六二―二八二八

電子メール　kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

2 入札説明書（仕様内容を除く。）についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

電話　〇八八―六二―二〇六七

ファクシミリ　〇八八―六二―二八二八

電子メール　kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

（一）受領期限

令和七年三月三日（月曜日）午前十一時

（二）提出場所

郵便番号　七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

（三）提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

（一）日時

令和七年三月十一日（火曜日）午前十一時三十分

（二）場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和七年三月十日（月曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

3 入札方法

入札金額は、借入期間中のリース料の総価から買取価格を差し引いた金額を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「令和七年度徳島県公用車 四百一台（リースバック）入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって

本件入札執行事務に係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約書の作成の要否

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県企画総務部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

(二)(-) 詳細は、入札説明書による。

本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこの契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

七 Summary

1 Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased

401 official vehicles leaseback (Fiscal year 2025)

2 Term of Lease

From April 1, 2025 until the date determined for each vehicle.

3 Time Limit of Tender

11:30 a.m. on March 11, 2025

4 Section in charge of contract

Property Management Division, Planning and General Affairs Department,
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2065

5 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Property Management Division, Planning and General Affairs Department,
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2067

徳島県告示第二十九号

次の森林を保安林に指定する予定にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により次のように告示する。

令和七年一月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

勝浦郡上勝町大字傍示字宮太尾二〇四の五〇、大字生実字木屋敷一四の一

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び上勝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島海区漁業調整委員会告示第一号

徳島海区漁業調整委員会公文書管理規程を次のように定める。

令和七年一月二十一日

徳島海区漁業調整委員会

会長 岡 本 彰

徳島海区漁業調整委員会公文書管理規程

（趣旨）

第一条 この規程は、徳島県公文書等の管理に関する条例（令和五年徳島県条例第十七号。以下「条例」という。）第十一条第一項の規定に基づき、公文書の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規定において「公文書」とは、条例第二条第二項に規定する公文書のうち、徳島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の事務局の職員が職務上作成し、又は取得したものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この規程において使用する用語は、条例及び徳島県公文書管理規程（令和五年徳島県訓令第十一号）において使用する用語の例による。

（公文書の管理体制）

第三条 事務局長は、公文書の管理に関する事務を総括する。

（公文書の記号）

第四条 委員会が発する公文書には、別に例式があるものを除き、「徳海漁調」の記号を付するものとする。

（文書の保存期間の特例）

第五条 次に掲げる公文書の保存期限は、永年とする。

一 委員会議事録綴

二 漁業権に係る漁場計画綴

三 協定書関係綴

（公文書の管理状況の点検）

第六条 事務局長は、公文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、点検を行うものとする。

2 事務局長は、前項の規定による点検の結果を踏まえ、公文書の管理について必要な措置を講ずるものとする。

（知事の事務部局の例による公文書の管理）

第七条 この規程及び別に定めがあるもののほか、公文書の管理については、知事の事務部局の例による。

附 則

この規程は、令和七年一月二十一日から施行し、令和六年四月一日から適用する。

徳島海区漁業調整委員会告示第二号

徳島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年一月二十一日

徳島海区漁業調整委員会会長 岡 本 彰

徳島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程

徳島海区漁業調整委員会事務局規程（平成二十一年徳島海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「文書の收受、発送、編さん及び保管」を「公文書の管理」に改める。

第八条各号列記以外の部分中「文書管理、」を削り、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

2 事務局の公文書の管理に関する事項は、別に定める。

第九条及び第十条を削り、第十一条を第九条とし、同条に次のただし書を加える。

ただし、前条第二項に規定する公文書の管理に関する事項については、この限りでない。

附 則

この規程は、令和七年一月二十一日から施行し、改正後の規定は、令和六年四月一日から適用する。

徳島海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、次のとおり殻長十センチメートル以下のあわび（くろあわびを除く。）の採捕を禁止する。

令和七年二月二十一日

徳島海区漁業調整委員会会長 岡 本 彰

一 禁止区域

徳島海区（公共用水面及びこれと連接して一体をなす水面）

二 禁止期間

令和七年二月一日から同年九月三十日まで

三 適用除外

この指示は、次に掲げる場合は、適用しない。

- 1 第一種共同漁業権又はこれに係る組合員行使権に基づき種苗として採捕する場合
- 2 試験研究、教育実習のため知事の許可を受けたものが採捕する場合であつて、あらかじめ徳島海区漁業調整委員会の承認を得た場合

四 有効期間

この指示の有効期間は、令和七年二月二十一日から同年九月三十日までとする。

徳島県内水面漁場管理委員会告示第一号

徳島県内水面漁場管理委員会公文書管理規程を次のように定める。

令和七年一月二十一日

徳島県内水面漁場管理委員会

会長 野 口 修 司

徳島県内水面漁場管理委員会公文書管理規程

（趣旨）

第一条 この規程は、徳島県公文書等の管理に関する条例（令和五年徳島県条例第十七号。以下「条例」という。）第十一条第一項の規定に基づき、公文書の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規定において「公文書」とは、条例第二条第二項に規定する公文書のうち、徳島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の事務局の職員が職務上作成し、又は取得したものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この規程において使用する用語は、条例及び徳島県公文書管理規程（令和五年徳島県訓令第十一号）において使用する用語の例による。

（公文書の管理体制）

第三条 事務局長は、公文書の管理に関する事務を総括する。

（公文書の記号）

第四条 委員会が発する公文書には、別に例式があるものを除き、「徳内漁管」の記号を付するものとする。

（文書の保存期間の特例）

第五条 次に掲げる公文書の保存期限は、永年とする。

一 委員会議事録綴

二 漁業権に係る漁場計画綴

三 協定書関係綴

（公文書の管理状況の点検）

第六条 事務局長は、公文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、点検を行うものとする。

2 事務局長は、前項の規定による点検の結果を踏まえ、公文書の管理について必要な措置を講ずるものとする。

（知事の事務局の例による公文書の管理）

第七条 この規程及び別に定めがあるもののほか、公文書の管理については、知事の事務局の例による。

附 則

この規程は、令和七年一月二十一日から施行し、令和六年四月一日から適用する。